

鍼灸マッサージ施術料金表

鍼灸施術料金				鍼灸施術における注意点
項目	細項目	料金	備考	
初検料	1術	1,610	初検のみ算定可能。柔整の様に1月間 が空いたとしても算定できるとは限 らない。	①基本的に病名が決められている。以下のいずれか  腰痛症・五十肩・頸腕症候群・神経痛 リウマチ・頸椎捻挫後遺症・これらの類似疾患  ②1術とは、鍼または灸のみを行う事  ③温電法はない（灸が温電法に当たる）  ④初検については前傷病が治癒した場合のみ、算定可能。 それ以外の場合は保険者の判断
	2術	1,660		
往療料		1,800	往療した日に算定	
往療料加算※		770	2キロメートル又はその端数を増す毎 に、加算	
施術料	1術	1,300		
	2術	1,520		
電療料		30	電気針・電気温灸器・電気光線器具	

マッサージ施術料金				マッサージ施術における注意点
項目	細項目	料金	備考	
往療料		1,800	往療した日に算定	①対象が症状であり病名ではない。以下いずれか  筋麻痺・筋拘縮  ②変形徒手矯正術を1局所でも算定する場合は、同意期間が 同意日から1月  ③電療のみの算定は出来ない  ④同一の局所でマッサージと変形徒手は同意に算定出来ない
往療料加算※		770	2キロメートル又はその端数を増す毎 に、加算	
施術料	マッサージ	285	変形徒手は、体感を除く四肢に対し て算定可能	
	変形徒手	575		
温電法		80	マッサージを算定した局所の内、1局 所に対してのみ算定可能	
温電法・電療		110	算定は温電法に準じる。電療料のみ の算定は出来ない。	

共通事項	
①同意書はマッサージで変形徒手矯正術を算定する場合を除き、初療に関しては、初療日がその月の1～15日の場合はその月から起算して、16日以降の場合は翌月から起算して3ヶ月後の末日まで。但し、同意日から初療日まで2週間を超えて経過した場合には同意日を基準として同様に判定する	
②継続の施術に関する同意は、口頭でも文書でも、患者がもらっても施術者が確認してもよい。その際の同意期間は、同意日を基準として①を援用する	
③変形徒手矯正術については、初療日から1月間、再同意については必ず文書の添付を必要とし再同意日から1月間	
④レセプトには、必ず記名（印字または署名）押印が必要	
⑤往療に関しては、絶対的な理由のない16kmを超えるもの、同一家屋内（老人福祉施設を含む）の患者、24時間介護を受けている患者で施術に絶対的な必要が認められないもの、歩行困難な理由がない患者の要望によるもの等は算定不可	
⑥受領委任できるかどうかについては、保険者単位で変わるので必ず初回請求前に会に確認する事	
⑦支給・不支給等については、保険者の裁量権が広いことをあらかじめ認識する事	

※往療距離が片道2kmを超えた場合は、片道8kmまでについては2km又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8kmから片道16kmまでについては、一律2,310円を加算する。

片道16kmを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

制作著作 アイワ接骨師会  
 無断転載禁止  
 平成28年10月1日